

米子市史

これによつて見るに光政時代までの竹島渡海は頗る順調に行はれ、彼島にては串鮑、魚油を製造し、船は十三反帆乃至は十五反帆のもの三隻乃至四隻で、毎船二十三人宛を乗せて年一回宛往復せしめ、島には常に二、三隻の船を据置き漁獵の時之れを使用して其の利益は少からざるものあり、兩家は勿論米子埠頭の繁榮に迄多大の影響を與へたが、元祿九年に至つて渡海禁止令が下され、其の間竹島にては幾多の波瀾が起り鮮人を捕縛して歸り之れを官へ訴へたり、又彼地から便船を派して來り訴へるなどの事件を惹起した。

竹島渡海の御答書 大屋甚吉、村川市兵衛兩名が元和四年五月竹島渡海の免許を得爾來元祿に至る迄、七十九年間其の支配權を握り渡海したことは前述の如くであるが、其の後二十餘年を経た享保九年閏四月、幕府は大谷九右衛門、村川市兵衛を呼出し、往年の竹島渡海につき其の事績を尋ね、これに對して御答書を差上げたが、この事は米子市史の上に於て最も重要な事柄につきその概要を記述することにした。

竹島發見者の大屋甚吉は、其の祖和田九右衛門良清が、天正の頃福島正則に仕へ、木曾で三千貫を領して居たが、主君の非行を諫めた爲め怒に觸れ、其子瀬兵衛永順と共に一時但馬の大屋谷に閑居し、後この緣故を以て大屋を大谷と改め、當時尾高城主であつた杉原盛重はその曉名を聞いて禮を厚くして聘し、瀬兵衛は子の玄蕃實眞を己に代つて出仕せしめ、之れが杉原家の勇士大谷玄蕃で主家滅亡後再び大屋谷に歸り元和二年病歿、甚吉はその甥で米子の將來に着目、移住して専ら航海運送を業とし、玄蕃の遺孤九右衛門勝宗^{大谷家}ノ本宗^{兵左衛門}家ノ祖^{兄弟}をも引取り世話し、其の

頃米子には石州から来た後藤家が回漕業を営み、主として下の關、大阪方面に運漕してゐたのに對し大谷船は北國通を爲し、難船して竹島に漂着、これが機縁となつて渡海の權を掌握するに至り隱岐の北端福浦を中繼所として血氣旺んな島人を雇傭し、航海者として終に骨を異域に埋めたもので、歿後は九右衛門がこれをつぎ後に嫡子惣助を出府せしめ寛文二年九十七歳にて卒し、惣助は將軍家に謁して殿中に於て元服、九右衛門を襲名し、寛文十四年肥前島原の一揆起り、松平伊豆守出征の際は村川、大谷兩家共奉公のため竹島渡海船を大阪へ回航し御用船に供したこともあつたが、幕府の後楯が大きな力となつたことは寛文六年七月、村川船が歸帆の途次難風に遭ひ朝鮮チャンキリ難に漂流せるを救助せられ、將軍家より拜領の船印を立て居た爲め待遇せられ十月對州に送還され、朝鮮滞在中國王から白米拾肆石拾斗、清酒貳拾貳瓶、生鮮貳拾貳束、大口魚壹百拾尾、東瓜貳拾貳塊、甘醬陸斗陸升を贈られたことに徴しても明らかで、村川、大谷兩家の渡海は始め毎年輪番制をとり、その收獲は各家の所得としてゐたが、漁業の常として豊凶あり、且つ難船の損害もあつて損得不同のため、兩家の均衡を得せしめ事業を永續せしむる様當初より渡海免許を斡旋した阿部氏が、天和元年村川市兵衛當番として江戸出府中兩家相談の上收支損益相通じて利害休戚を共にするやう協約せしめ、今日の合資會社の如き組織により所務を辨せしめ、其の間竹島の外にリアンコルド島（松島にて島根縣の管轄に屬す）をも發見し、斯くて元祿の頃迄は竹島、松島共に無人の島として其の支配權を兩家へ一任され、漁獲物利益の一部は幕府と藩との所得となつたが、同五年三月村川の當番船が竹島へ渡海せしところ、鮮人五十人許りが先着し鮑を採取して居るのを發見、穩かに島へ對する支配關係を説示して退去を命じたが、先方は大勢の爲め肯せず、渡海の印として鮮人製造の串鮑及頭巾を持つて歸帆せしため、藩ではこれを幕府へ報告し其の指圖を請ふたが、一時的の出漁なれば追て退去するにより別に仔細なかるべしとの返答であつた。然るに其の翌年二月今度は大谷船が渡海せしに、又四

十人許りの漁夫が來て居た爲め後日の證據にと二人を連行して歸國し、幕府の威力を仰いで漁業の妨害を禁遏せんと請ひ出た、然るに幕府はこれを長崎へ護送せしめて仕舞つた、それは當時異國人の取扱について邪教異端の徒にあらざる限り、假令利害を異にするとも其の待遇には意を用ひ、酒食の饗應等暴客であり、惡戯などしても請求に應じ給與せしめたもので、生擒された二人の鮮人も晝夜に酒三升を限り無聊を慰め、長崎護送にも醫師、料理人、小者まで引具せしめて旅愁をいたはり、到着後幕府は對州の宗家に命じ朝鮮政府へ引渡し、爾後日本領たる竹島への出漁を嚴禁せしむる様交渉したが、この交渉は容易に進まず元祿七年となり、村川、大谷船は又竹島に向け出航したが難風のため中途で引返すの已なきに至り、次いで八年春捲土重來の意氣を以つて渡海したが、此の年鮮人は以前よりも更に人數を増加せし爲め空しく歸帆した、此の間朝鮮との交渉は鬱陵島が慶尙南道の近岸にあり、朝鮮の屬島で寧ろ日本人の出漁が違犯であるとの抗議に會ひ、古い地面を證據として提出され一方鳥取藩にはこれを領地なりとして主張する材料がなかつた爲め、距離の上よりしても寧ろ朝鮮領が至當であり、且つ日本人の出漁者も定住したといふでなく、一小島のため隣邦と事端を生ずるは策の得たるものに非らずといふ幕府の意見で、元祿九年正月二十八日急に鳥取藩に對し次の如く臺命を下した。

先年松平新太郎因州伯州領知之際、相親之米子之町人村川市兵衛、大谷甚吉竹島へ渡海、至_二今_一雖_レ致_レ漁候、向後竹島へ渡海之儀制禁之儀可_二申付_一旨被_二仰出_一候可_レ被_二存其趣_一候。

右奉書の趣は兩家にとり晴天の霹靂であつたと共に、元和四年より七十九年間苦辛慘憺多大の犠牲を拂つて經營せ

藩及幕府へ御用の品々 兩家の壟斷せる竹島、松島に於ける山海の利の多かつた中、其の一部は毎年歸帆の節公納したものであるが、今左に江戸の御國屋敷へ注進せし目録(寛文四年の例)を掲ぐ、即ち「御用の品々目録」といふものであつて、一部は公定の値段にて藩に召上られ、一部は當人に遣はされたものである。

御用の品々目録如左、

覺

- 一、上々串鮑貳拾參連 内五連は市兵衛江戸土産へ被遣候
拾八連は此方へ被召上候
- 一、上の串鮑百連 内貳拾五連は市兵衛へ被遣候
七拾五連は此方へ被召上候
- 一、中の串鮑百拾連 内參拾連は市兵衛へ被遣候
八拾連は此方へ被召上候
- 一、下の串鮑百拾連 内拾貳連は市兵衛へ被遣候
九拾八連は此方へ被召上候
- 一、下々鮑百參拾八連は不殘市兵衛被遣候。
- 右串鮑都合四百八拾壹連上々、上、中、下、合貳百七拾壹連は此方へ被召上候
下々合貳百拾連は市兵衛へ被遣候
- 一、桐の木拾本 内ふとき能木三本被召上候、殘七本は市兵衛へ被遣候。
- 一、油木、海月、此方御用無之候。
- 一、上々串鮑直段一連に付 丁銀七匁宛
- 一、上同 五匁九分宛
- 一、中同 四匁二分宛

一、下同

三匁一分宛

右之値段被召上候間左様可被仰付候。

一、桐の木直段付無御座候、拾本の内ふとき能木三本直段可被仰付候以上。

寛文四年六月十八日

山住源右衛門(本藩ノ役人)
宮田吉左衛門(同上)

大脇太左衛門殿(米子荒尾氏家臣)

坂川又左衛門殿(同上)

金萬八右衛門殿(同上)

竹島渡海御用之品々、毎度書付を以被仰出候如左

一、上々串鮑 五千貝 一、上串鮑 三千貝 一、中串鮑二千五百貝 一、上々丸干 三千六百貝 一、上丸干

三千貝 一、腸鹽辛 一斗五升 一、木耳 二斗。

正月拾壹日

牧野清左衛門

村川市兵衛殿

以上は殿様へ公納の分である。

第三章 池田光政時代